

議案第74号

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月3日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例

新居浜市市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表 1 市営住宅の表中

「

泉宮第二団地	新居浜市泉宮町6番
弟地団地	新居浜市別子山甲485番地 外

」を

「

泉宮第二団地	新居浜市泉宮町6番
--------	-----------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。

提案理由

施設の老朽化に伴い、弟地団地を廃止するため、本案を提出する。